

## 千葉市議会公式ツイッター運用基準

### 1 目的

この運用基準は、千葉市議会が議会の情報を迅速かつ分かりやすく発信するため、ツイッターにおける公式アカウントを取得し、ツイッターを通じて情報提供を行うための基本的ルールを定めるものである。

### 2 公式アカウントの運用管理

#### (1) アカウントの運用管理者

アカウントの運用管理は議会事務局調査課長が行い、アカウントは一つとする。

#### (2) アイコン及びプロフィールの設定

アイコン及びプロフィールは別に定める。

### 3 運用方法

#### (1) 投稿方法

ア 投稿は原則、議会事務局調査課職員が行う。

イ 投稿内容は次のとおりとし、140文字以内に編集する。

(ア) 議員に関する情報

(イ) 本会議及び委員会等の会議日程などに関する情報

(ウ) 傍聴に関する情報

(エ) 請願及び陳情に関する情報

(オ) ちば市議会だよりの発行に関する情報

(カ) 千葉市議会ホームページに関する情報

(キ) 議会中継に関する情報

(ク) 市議会からのお知らせ

(ケ) その他千葉市議会広報委員会委員長が必要と認める情報及び事項

ウ 詳細な情報を伝えるため、可能な限り、千葉市議会ホームページに誘導する。

エ 分かりやすい情報を提供するため、画像を使用することができる。

オ 関係法令及び職員の服務に関する規程等を遵守しなければならない。

カ 次に掲げる情報は発信してはならない。

(ア) プレスリリース前の情報

(イ) 市議会が主催、後援等でない民間等の情報

(ウ) 市議会の業務に関係ない、個人的な事項

(エ) その他公序良俗に反する情報

(2) 返信・引用

ア 返信・引用等の機能は原則として使用しない。

イ 投稿内容に関する質問は、返信によらず、補足情報として発信する。

(3) フォロー

原則として、政府機関や他自治体などの公共機関に関連するアカウントを除き行わない。

(4) ツイッターの停止

第三者による不正等が行われた場合、調査課長はツイッターを一時的に停止することができる。

4 その他

この基準に定めるもののほか、ツイッターの運用に関し必要な事項は千葉市議会広報委員会において協議し、委員長が定める。

附 則

この運用基準は、平成24年1月20日から施行する。